

## 「核の現状と米国の核戦略」

広島平和研究所

水本和実

### ・ 2004年現在の核をとりまく現状

#### < 核兵器保有の現状 >

| 各国の2004年現在の核保有数 推計 |            |
|--------------------|------------|
| 米国                 | 約 7,000 発  |
| ロシア                | 4,422 発    |
| 英国                 | 200 発      |
| フランス               | 350 発      |
| 中国                 | 400 発      |
| イスラエル              | 75 ~ 200 発 |
| インド                | 30 ~ 35 発  |
| パキスタン              | 24 ~ 48 発  |
| 北朝鮮                | 2 発 ?      |

このほかに、イラン、シリア、リビアなどが疑惑国として指摘されている。

#### < 核をめぐる国の分類 >

核保有国

非保有国

敷居国 最近は「事実上の核兵器国」(印パ、イスラエル)

核を持っていたが放棄した国(ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ)

核開発をして核を持っていたが放棄した国(南アフリカ)

核開発計画を立案したが、断念した国(ブラジル、アルゼンチン)

核開発能力はあるが核を持たない国(日本、ドイツなど)

その他(核開発能力もなく、核も持たない国 途上国の大半)

#### < 核軍縮の課題 >

いかに核武装という選択肢を放棄させるか

日本のように、最初から非核政策を取る国は少ない。

軍事・安全保障上の選択肢として、核兵器は究極の兵器

(国際的な威信確立や、国内体制固めといった狙いも存在)

安全保障上の配慮 = 積極的安全保障(「核の傘」)、消極的安全保障

地域の信頼醸成や脅威の除去

体制の民主化による地域の安定と国内の安定

旧ソ連3国、南アフリカ、ブラジル・アルゼンチン

既存の核兵器の解体

数百トンのプルトニウムの存在自体が脅威の原因

核の解体は、核兵器工場ではできない 毎年 2,000 程度が限度

ロシアが最大の問題

ナン・ルーガー法(1991年)で米はロシアの解体費用を援助

ロシア、旧ソ連3国の核の移送、貯蔵、解体を支援

兵器級プルトニウムの分解は、原子炉で燃やすか貯蔵

どこの国で行なうか?

核物質・技術のコントロール

カットオフ条約 核分裂性物質の生産停止

米口英仏は事実上停止中、残るは中国およびその他

核技術の管理 = 核技術者流出の管理

国際科学技術センター(モスクワ、キエフ)

欧米、日本の援助でロシア技術者の受け入れ

ザンガー委員会

NPT加盟10カ国で1971年に発足

NPTはIAEAによる査察をうけない非核国への核物質の輸出を禁止

その内容を具体化する委員会、74年にリスト作成

NSG(核関連資機材輸出統制グループ)

74年のインド核実験を期に米ソ英仏、西独、日、カナダで規制検討

現在、先進諸国30カ国が加盟

ミサイル技術のコントロール = MTCR(ミサイル関連技術輸出規制)

弾道ミサイルの拡散防止、300kg以上の弾道、巡航ミサイル

英米日伊仏カ西独で87年に発足

湾岸戦争後、強化、現在28カ国加盟

不拡散体制の維持・強化

NPT...加盟国から核疑惑、北朝鮮、イラク

CTBT...臨界前核実験含まれず

印パイスラエル含む44カ国の署名が必要、発効の可能性低い

検証システムの維持・強化案

NPT 平和目的核施設の査察・検証を国際原子力委員会(IAEA)が担当

もともと軍事目的の査察含まれず。NPT独自の査察機関等の必要性

2005年に再検討会議

人工衛星の情報を各国で共有

<9・11 テロ以降の国際情勢>

ブッシュ政権の特徴

単独主義的傾向

ミサイル防衛の積極的推進

A B M条約の強固な否定、国際協調下の核不拡散態勢への反発

C T B T 否定

9・11 テロは世界の動きをどう変えたか？

米英軍のアフガン侵攻とタリバン政権の崩壊

対テロ報復戦争とポスト・タリバン復興をリンク

米国による一方的A B M条約脱退通告（2001年12月）

ミサイル防衛計画推進に足かせ払う

米口の新核削減条約（2002年5月24日、モスクワ条約）

2012年までに戦略核を1700～2200レベルに削減

モスクワ条約の問題点

削減の期限なし（10年後に条約は期限を迎える）

検証・査察の取り決めなし

中間次期における削減の評価の取り決めなし

ミサイル発射施設、潜水艦、ミサイル、爆撃機、核弾頭、核爆弾等に削減目標なし。

米国によるイラク攻撃準備と実行

北朝鮮の核開発疑惑再燃

新ブッシュ・ドクトリン

「先制攻撃」の強調、旧来の「抑止」概念からの離脱

対テロリスト、対ならず者国家、対テロ支援国家

先制攻撃も辞さぬ

「使える」小型核兵器開発、核兵器の再評価

広がる不安定要因

悪化の一途をたどるパレスチナ情勢

北朝鮮をめぐる情勢

進展しない核不拡散関連交渉

## ・戦後の核兵器をめぐる動き

### 1. 核軍縮の流れ

イ) 戦後の主要な軍縮交渉の変遷

<国連>

国連原子力委員会（1947年） 原子力の国際管理、米ソ対立

国連安保理通常軍備委員会（1947年） 軍備・兵力縮小を議論

国連軍縮委員会（1952年） 上の両者が統一、ソ連の反対で機能せず  
国連軍縮特別総会（1978年、82年、88年）

<ジュネーブ>

10カ国軍縮委員会（1960年、東西10カ国）

18カ国軍縮委員会（1962年、非同盟8カ国加わる）

軍縮委員会会議（CCD）（1969年、日本など8カ国追加加盟）

軍縮委員会会議拡大（1975年、東西ドイツなど加え31カ国に）

60年代、70年代の交渉の中心

核不拡散条約、海底核兵器禁止条約、生物兵器禁止条約

名称を軍縮委員会（CD）に変更、仏中など加え40カ国に（1978年）

名称を軍縮会議（CD）に変更（1984年） 唯一の多国間軍縮交渉機関

化学兵器禁止条約、包括的核実験禁止条約

ロ）主要な条約

部分的核実験禁止条約（PTBT）（1963年） 米英ソ

大気中、宇宙空間、水中の実験禁止

包括的核実験禁止条約（CTBT）（1996年）

核不拡散条約（NPT）（1968年）

戦略兵器制限条約（SALT）（1972年署名）

77年失効したが、両国は遵守表明

ICBM、SLBMを凍結

対弾道ミサイル制限条約と同時に署名 MAD理論背景

戦略兵器制限条約（SALT）（1979年署名、発効せず）

中距離核戦力条約（INF） 1987年署名

戦略兵器削減条約（START）

は91年締結、92年批准、 は93年署名、ロシア2000年批准

非核兵器地帯条約

トラテロルコ条約（ラテンアメリカ）

ラロトンガ条約（南太平洋）

ペリンダバ条約（アフリカ）

バンコク条約（東南アジア）

化学兵器禁止条約（1993年）

生物兵器禁止条約（1972年）

南極条約（1959年）

宇宙条約（1967年）

海底核兵器禁止条約（1971年）

・冷戦終結後の核兵器をめぐる動き

1. 1990年代前半に高まった、大幅核削減への希望

核削減・核廃絶提案あいつぐ  
全米科学アカデミー  
ヘンリー・スティムソン・センター  
キャンベラ委員会

- 2 . 冷戦終結後の新たな紛争の出現  
宗教・民族・文化の違いによる民族紛争・内戦  
旧ユーゴスラビア、旧ソ連内少数民族  
アフリカ大陸における民族対立
- 3 . 国際社会の周辺部で「核開発疑惑」浮上  
イラク、北朝鮮、イラン、リビア etc.
- 4 . 核削減への希望を反転させた印パの核実験（1998年）  
カシミール問題で対立の両国、解決の兆しなし  
異なる核武装の動機  
インド 対中国  
パキスタン 対インド
- 5 . 印パの核武装を国際社会、事実上黙認へ

## ・米ソ核戦略の変遷

- 1 . 予備知識  
抑止（deterrence）  
相手の行動の危険やコストが利益より大きいと分からせ、やめさせる  
戦略(strategy)と戦術(tactics)  
戦術核(strategic nuclear weapons)、戦略核(tactical nuclear weapons)  
中距離核戦力（Intermediate-range nuclear forces、INF）  
対都市・産業攻撃(counter-value attack)と対軍事施設攻撃(counter-force attack)  
戦略抑止と拡大抑止  
戦略爆撃機  
弾道(ballistic)ミサイルと巡航ミサイル  
大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)
- 2 . アメリカの核戦略

抑止(Deterrence)が基本（外交戦略の「封じ込め」(Containment)とセット）

< 1940年代 >

## 核の独占期間（1945年 - 1949年）

当初は原爆を重視せず

スパーツ・レポート(1945年10月)

数に限度、B29の航続距離4,000マイル(6,400km)

東西対立の激化で有事の対ソ原爆使用検討

ソ連原爆実験成功(1949年8月)

<1950年代>

## ニュールック(New Look, 1953年、NSC-162/2)

アイゼンハワー政権

軍事コストを下げつつソ連の脅威に対抗

通常戦力の維持より核への依存

戦略核・戦術核の量産

朝鮮戦争の経験から「アジアの戦争に巻き込まれるな」

## 大量報復戦略(Massive Retaliation, 1954年)

ダレス国務長官

ソ連の西欧侵攻に大量核兵器で報復

背景

西欧経済疲弊、通常戦力でソ連東欧が西欧を圧倒

その後、ソ連人工衛星打ち上げ成功(1957年)

米にスプートニク・ショック、ICBM開発も

米ソ核競争激化

<1960年代~1970年代始め>

## 柔軟反応戦略(Flexible Response)

ケネディ政権 - マクナマラ国防長官

「損害限定」 - 有事にソ連の核を叩く Counter-force 戦略

ソ連側から先制能力開発と誤解される恐れ 断念

民間防衛 - 核シェルター等 本格化は困難

弾道弾迎撃ミサイル(ABM)開発 軍拡煽るおそれ 消極的

柔軟反応戦略へ

ソ連の西欧侵攻に段階的に対応

あらゆる攻撃への核報復はあまりに危険

通常戦力 戦術核 戦略核

1967年 NATO 正式戦略に

西欧の運命を米国にリンク カップリング

フランスは反発して独自核開発

## 相互確証破壊(Mutual Assured Destruction, MAD) マクナマラ提唱

確証破壊 - ソ連の核攻撃後、第二撃で人口の1/3 - 1/4、産業の2/3を破壊

1965年2月の下院軍事委でマクナマラ公表

残存能力ある第二撃(Survivable Retaliatory Second-Strike Force)

戦略核3本柱(TRIAD) - 戦略爆撃機、ICBM、SLBM

米ソ間の戦略核パリティ（均衡）成立（1972年5月）

イ）ABM条約 - ABMの実験・開発禁止

配備は2カ所計200基

ロ）SALT（戦略兵器制限）暫定条約 - ICBMとSLBMに上限

ICBM 米1,054、ソ1,618：SLBM 米710、ソ950

戦略爆撃機含まれず、所有核弾頭数は米が上回る

米ソ双方が核第二撃に対して脆弱性(vulnerability)をもち(イ)、かつSLBMを一定量有することで、相互確証破壊が可能になれば、互いに攻撃できない

「核の手詰まり」「戦略的安定」 核戦争は防げる

ソ連もMAD理論受け入れ？

<1970年代以降>

シュレジンジャー・ドクトリン（ニクソン政権の国防長官）

ソ連の核攻撃から全面核戦争への自動的發展を防止

Escalation Control - ソ連への第二撃を対軍事施設に限定

限定核オプション(Limited Nuclear Option)

ソ連の核戦力のみを攻撃

個別誘導多目標弾頭(MIRV)など核の小型化・軽量化すすむ

(MIRV = Multiple Independently Targeted Reentry Vehicle)

相殺戦略(Countervailing Strategy) カーター政権、1980年7月

ソ連の核戦力、軍事施設、政府・軍指導者、経済・産業基盤を標的

米国のそれらがソ連の標的であることに対抗

戦略防衛構想(SDI) レーガン政権、1983年3月

ソ連の戦略核が米本土へ達する前に撃ち落とす

これが引き金で米ソ「核戦争に勝者なし」

1985年11月米ソ首脳ジュネーブ会談共同宣言